

カトリック伊勢教会 小教区評議会規約

1. 設置と名称

カトリック伊勢小教区に、「小教区評議会」を設置し、「カトリック伊勢教会小教区評議会」とします。

2. 目的

カトリック伊勢教会小教区評議会は、小教区がカトリックの普遍教会、京都教区の教えに一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になることを目的とします。

また、小教区の信者は、上記のビジョンのもとに、互いに一致・協力し、助け合い、分かち合える共同体を作るとともに、社会に開かれた教会となるよう努力します。

3. 主宰

この会は、「ブロック担当司祭団」が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれます。

4. 評議員

この会の「評議員」は、次のものによって構成されます。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」。
- ② 各部会の代表者。
- ③ 任意団体の代表者。
- ④ その他、「評議会」が認めたもの。（「事務担当」など・・・）

5. 評議会の会合

①定例の会合

ブロック担当司祭団の招集によって、毎月一回定期的に行われます。

②臨時の会合

ブロック担当司祭団の判断によって、臨時に行われます。

6. 審議事項

この会は、小教区の運営活動全般にかかわる事項について審議し決定します。主な事項は、次のとおりです。

- ② 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）の作成。
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各種部会、任意団体、グループの設置や改変。
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他の重要事項。

7. 審議決定と承認

出席者の協議により、対話を大切に、結論を出します。

決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行されます。

8. 役員を選出

- ① 「役員」とは、教会運営に奉仕する信徒を代表するものです。
- ② 役員の定数は、3名または4名とします。
- ③ 役員を選出は、信徒とブロック担当司祭団が信徒の意見を聞き決定します。
- ④ 役員選出に関連する詳細を、次のとおり定めます。

(選挙の方法)

信徒の選挙による参考投票を行うこととし、その方法については、「小教区評議会」で定めます。

(任期と再任の可否など)

任期は1年とし、再任は妨げないが、2年を限度とします。

(選挙権・被選挙権)

選挙権は、カトリック伊勢教会に在籍する、20歳以上の信徒とします。

被選挙権は、カトリック伊勢教会に在籍する、20歳以上の信徒とします。

- ⑤ 役員は、ブロック担当司祭団が任命します。

9. 役員の仕事

- ①役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区全体の運営について調整します。
- ②「小教区評議会」の会合の準備、議事運営や、記録を行います。
- ③小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に派遣されます。

10. 部会制度

- ①小教区における重要な活動のため「部会制度」を導入します。
- ②部会制度の役割は、「小教区評議会」の内部または、下部組織ではなく「小教区評議会」で決定された小教区の方針に従って、活動する機関です。
- ③小教区に以下の5つの部を置きます。
教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部
- ④全員参加
小教区の活動や奉仕業務を、一部の信徒に任せるのではなく、信徒全員が「一人一役」を徹底し、何れかの部会に属します。
- ⑤「財務部」の奉仕メンバーについて
財務部に関しては、業務の性質上、ブロック担当司祭団と役員とが相談し、ブロック担当司祭団が指名します。

- ⑥部の責任代表者

- ・各部会より、1名か2名の責任代表者を選出し、部会をまとめます。
 - ・選出方法は、「役員」と協議し、担当司祭団が任命します。
 - ・「任期は1年とし、再任を妨げない」とします。
 - ・代表者は、「小教区評議会」に「評議員」として派遣されます。
- ⑦部会の職務分掌は別に定めて公示します。

11. 【任意団体】

- ①上記の「部会制度」と平行して、部会とは性格を異にした任意団体をおくことがあります。
- ②代表者は、ブロック担当司祭団の承認を得て「小教区評議会」に派遣されます。

12. 小教区総会

- ①「小教区総会」は、信徒が、誰でも参加できる、また参加すべき集会で、「小教区評議会」で決定され、司祭団によって承認された事項についての周知と、小教区運営について自由に意見を述べる事が出来ます。
- ②「小教区総会」は、最高決議機関ではありません。
- ③「小教区総会」は、必要に応じて、担当司祭団が招集します。

13. 会計監査を司祭団の指名により複数名置きます。

付則 本規約の制定、承認は、教区司教の承認を得て発効します。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付則 本規約改正の教区司教認可 2017年5月15日 発効 2017年6月1日

+ハウロ 天塚喜直

